

様式第1号（第5条第1項関係）

出 店 申 請 書

令和 年 月 日

津駅前都市開発株式会社様

主催者

住 所

会社名

役職名

氏 名 (印)

下記のとおり、出店を申請します。

記

記入事項	記入欄
(1)出店の目的（事業内容）	
(2)出店の期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
(3)希望する出店の場所	
(4)出店の時間	時 分 から 時 分 まで
(5)予定する従事員数	名
(6)予定する来客者数	名
(7)持ち込み什器等	
(8)担当者氏名及び連絡先	担当者
	連絡先
(9)備考	

住 所

会社名

代表者 印

弊社は、御社との間でレンタルスペース利用権契約（以下「本契約」という。）に基づく出店を予定しておりますところ、出店期間中、お客さまの安全・安心を最優先し、「レンタルスペース利用権契約に基づく短期間における出店に係る規程」及び「アスト津ショッピングモール内短期間出店に係る取扱い」（以下「本規程等」という。）の規定を遵守することを従事員全員に説明し、周知徹底させたくて出店することを誓約します。

また、下記の各号に掲げる反社会的勢力に関する事項（以下「本事項」という。）について誓約します。

万一、本規定等を遵守できなかった場合並びに本事項に反する場合は、出店の即時中止又は終了を御社より申入れられても、何ら異議なく、その申入れに従います。

記

- (1)自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2)自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）、本出店における従事員が反社会的勢力ではないこと。
- (3)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結しようとするものではないこと。
- (4)自ら又は第三者をして、次の行為をしないこと。
 - ①御社に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ②偽計又は威力を用いて御社の業務を妨害し、又は信用をき損する行為
- (5)使用する区画を暴力団事務所（暴力団の活動拠点となっている施設又は施設の区画された部分をいう。以下同じ。）として使用しないこと、及び第三者をして暴力団事務所として使用させないこと。
- (6)弊社は、反社会的勢力と認められる卸売業者等から物品等を購入していないこと。
- (7)本契約が成立した場合において、前各号のいずれかに違反することが判明したときは、次の各号についてなんら異議を述べないこと。
 - ①御社が本契約について解除その他一切の措置を取ること。
 - ②上記①の措置について、御社に対し如何なる請求もしないこと。

出 店 許 可 書

様

三重県津市羽所町700番地

津駅前都市開発株式会社

代表取締役社長

前 葉 泰 幸 ⑩

下記のとおり、貴社の出店を許可します。

記

記入事項	記入欄
(1)出店の期間	令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで
(2)出店の区画（指定区画）	
(3)出店料	
(4)支払期日	
(5)支払方法	
(6)備考	

津駅前都市開発株式会社

（担当者）

（連絡先）

アスト津ショッピングモール内における短期間出店に係る取扱い

1. 出店の申請と手続き

(1) 出店の目的

雑貨・衣服等物品の販売、販売促進キャンペーン、イベントなどの実施を目的とすることを原則とします。

これら以外の業種での出店をご希望の場合には別途ご相談ください。なお、ご希望に沿えない場合もございます。

(2) 出店できる場所

アスト津ビル1階ショッピングモール内の空き区画のうち、津駅前都市開発株式会社（以下「当社」という。）が指定する区画（以下「指定区画」という。）です。ただし、通路分部は含みません。

指定にあたっては、ご希望をお聞きしたうえで決定させていただきます。

(3) 出店できる期間

出店の期間は、初日を起算日として最長1か月間で、期間の延長はできません。

なお、原則として、前回の出店期間の満了日から1か月程度を経ているなければ出店できません。

(4) 出店申請の受付開始時期

出店申請の受付は、出店を希望する期間の初日の2か月前から7日前までとなります。

出店をご希望の方は、まずは当社まで電話にてご連絡ください。

出店場所、出店料、出店期間その他の出店に係る条件及び出店申請の手続きについてご説明いたします。

(5) 出店申請の方法

当社所定の「出店申請書」及び「誓約書」に必要事項を記入し、記名押印（「誓約書」は代表者印）のうえ、会社経歴書（法人のみ）、営業パンフレット及び出品資料その他の当社が指定する資料（出店申請書を含め、総称して以下「申請資料」という。）を添付し、当社まで持参してください。ご提出いただきました時点で、出店の申請となります。

② 申請の際、具体的な出店内容の確認のため、原則として面談させていただきます。

③ 出店の諾否にかかわらず、ご提出いただきました申請資料は、返却いたしませんのでご了承ください。

④ 面談後、3営業日以内に出店の諾否をご連絡いたします。

当社からの「出店許可書」の発送をもってレンタルスペース利用権契約（以下「催事契約」という。）成立となります。なお、当該契約は賃貸借契約に当たりません。

2. 出店についての遵守事項

(1) 店舗の営業時間

営業時間は、午前10時から午後7時までを基本とし、営業時間外の15分～20分以内に出店又は退店してください。

(2) 出店料

当社の提示する出店料について、当社が指定する期日(以下「本件期日」という。)及び方法によりお支払いいただきます。

振込手数料は貴社のご負担にてお願いいたします。

(3) キャンセル料

催事契約を解約する場合には、解約日の2営業日前までに書面をもって当社に連絡してください。

なお、出店期間の初日の7日前から満了日までの間の解約については、以下に定めるキャンセル料をいただきます。

①解約日が初日の7日前から初日の前日までの場合：出店期間の出店料の全額

②解約日が初日から満了日までの間である場合：出店料の残額

(4) 不可抗力による出店のキャンセル及び終了

天変地異、不測の事故・災害その他の主催者と当社双方の責めによらない事由により主催者の出店が不可能になった場合、この催事契約は当然に終了となります。

この終了にあたり、当社が主催者から事前に出店料金を受領している場合には、当社は主催者に対し、この終了の日から満了日までの日数分の出店料金を返金します。

なお、当社はこの終了にあたって主催者に生じた損害について一切の責任を負いません。

(5) 出店の取消し

以下の項目に該当する場合は、出店許可後であっても許可を取り消します。

許可を取り消した場合、損害金として上記(3)キャンセル料の規定に基づく金額をいただきます。

①催事の出店により、他のテナント出店者及び周辺に混乱又は危険が予想される場合

②公の秩序・風俗をみだすおそれがあると認められた場合

③宗教活動・政治活動に係る商品を販売する場合

④裸火を出店する場合

⑤出店申請書における目的(事業内容)以外に使用した場合

⑥指定区画以外を使用した場合

⑦出店の許可を受けた地位を他人に譲渡し、又は指定区画を賃貸(使用貸借を含む。)した場合

⑧出店申請書の記載内容が虚偽の場合

⑨関係諸官庁から中止命令が出た場合

⑩コピー商品、危険物等の展示及び販売をする場合

- ⑪出店料金を本件期日までにお支払いされない場合
- ⑫前各号に定めるもののほか、主催者が許可における条件に違反し、若しくは当社の指示に従わない場合

(6) 出店時の注意及び禁止事項

- ①看板、ポスター、チラシ等の掲示及び店舗ディスプレイは、あらかじめ当社の事前承認を必要とし、所定の場所以外への掲示は禁止します。また、終了後は速やかに撤去してください。
 - ②出店期間中（搬入出を含む。）の人的、物的損害に対する賠償責任は、主催者側の負担となります。
 - ③共用通路の通行に際しては、お客様の通行の邪魔にならないよう配慮してください。
 - ④強引な勧誘や通行を妨げる営業、押し売り、執拗な声かけ等、お客さまの迷惑となる行為を一切行わないでください。
 - ⑤他の出店者の営業の妨害となる勧誘等を一切行わないでください。
 - ⑥商品及び売上金は、各自の責任において管理し、営業中は原則ショップを無人にしないでください。
- ※当社では商品、売上金の盗難等による損害賠償は一切行いません。
- ⑦営業終了後は商品管理を確実に行ってください。また、当社が貸与した什器があるときは、原状回復後、指定の保管場所に移動・収納してください。
 - ⑧火災・爆発その他危険を生じる恐れのあるものの持込は禁止します。
 - ⑨その他出店に際しては、当社の指示に従ってください。

(7) 苦情処理

主催者は、自己の営業又はサービス等について顧客若しくは外部からの苦情を受け、あるいは当社から苦情の伝達を受けた場合は、その責任において直ちに処理し、その結果について遅滞なく当社に報告してください。

(8) 原状回復

主催者は、出店期間が満了したとき若しくは出店の許可が取り消されたときは、直ちに使用した区画を原状回復のうえ、当社に明け渡してください。

(9) 損害賠償

主催者は、指定区画の使用に伴い、故意又は過失により当該区画若しくは建物および付属設備または備品をき損若しくは汚損したときは、その損害を賠償していただきます。

(10) その他

- ①出店を行う場合は、この規程に定める事項のほか、「営業管理規程」を準用します。なお、主催者は、善良なる管理者の注意をもって使用しなければなりません。
- ②この規程及び準用した「営業管理規程」に定めのない事項については、民法その他の法令の定めるところによります。
- ③前各項のいずれにも定めのない事項については、当事者の協議によって決定します。